二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E

算式の符号

A　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、定住自立圏構想における中心市にあつては、当該額に0.8を乗じて得た額とする。）

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。

定住自立圏構想に取り組む市町村又は過疎地域、山村地域若しくは離島等をその区域の全部若しくは一部に含む市町村において、地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額

二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E

算式の符号

A　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、定住自立圏構想における中心市にあつては、当該額に0.8を乗じて得た額とする。）

二十七　地域力創造のための外部人材の活用に要する経費があること。

定住自立圏構想に取り組む市町村又は過疎地域、山村地域若しくは離島等をその区域の全部若しくは一部に含む市町村において、地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額